

こども家庭庁創設を踏まえたこども政策の充実に向けて

国において、従来とは「次元の異なる少子化対策」の名のもと、こども政策の大幅な拡充に向けた議論が活発に行われていることについて、大いに期待を寄せている。少子化は、人々の価値観の変化や若者の労働環境、経済情勢など、様々な要因が複合的に影響するものであり、総合的な対策が必要であることは言うまでもないが、安心して子どもが育ち、子育てできる環境づくりは極めて重要である。子ども・子育て支援施策は、その多くを地方が担うことから、国と地方が車の両輪となって手を携えて取り組んでいく必要があり、適切な役割分担のもと、地方としてもしっかりと役割を果たしたいと考えている。

全国いずれの地域にあっても、また、どのような家庭環境にあっても、子どもを産み育てたいという希望が叶い、子どもたちが夢の実現に向けて自分らしく健やかに成長できるよう、特に以下の項目について緊急に要請する。

記

1. 子ども関連予算の倍増と経済的支援の強化

- 子ども関連予算を国際的に見ても遜色のない水準に引き上げるべく、予算の倍増を実現していくこと。
- 地方自治体ごとの財政力に応じて子ども・子育て支援施策に地域間格差を生じることなく、全ての家庭が安心して子どもを産み・育てることができる環境を整えられるよう、国の責任において、長期的に安定的な財源を確保し、児童手当の拡充だけでなく、全ての子育て家庭に資する全国一律の制度を構築すること。
- 子ども医療費助成制度については、社会保障制度として長期的に安定した持続可能な全国一律の制度の早期創設を目指し、とりわけ、地方自治体が小学生以上の子どもの医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置については、制度創設を待つことなく、直ちに全廃すること。また、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象年齢の拡大及び軽減割合の拡充を図ること。
- 令和4年4月から不妊治療に医療保険が適用され、負担軽減につながったものの、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。また、独自支援を行う地方自治体への財政的支援を行うこと。
- 幼児教育・保育の完全無償化を実現し、支援を課税世帯にも拡大すること。
- 家庭の経済状況に関わらず、また、地域間格差を生じることなく、全ての子どもたちが、義務教育はもとより高等教育も含め、希望する教育を受けられるよう、教育費等の負担軽減や教育環境の整備について更なる支援を行うこと。

2. 幼児教育・保育の質の向上と安全確保に向けた体制の充実等

- 幼児教育・保育の質を向上し、子どもの死傷事故や不適切な保育を防ぐためには、保育士等の負担を軽減し、子どもたちにしっかりと気を配ることができる環境整備が重要であることから、保育士の配置基準の改善を早急を実現するとともに、他産業と遜色ない水準まで処遇改善を図ること。さらに、ICTの活用を含め、様々な改善方策について継続的に検討すること。

- 人口減少地域においては将来の施設運営を不安視する声があることから、保育と児童発達支援の一体的な支援や保育施設の多機能化を図るための施設整備などの制度的・財政的支援を図ること。

3. 教育と福祉の連携に向けた支援の強化

- いじめや不登校、ヤングケアラーなど、困難な環境にある子どもたちへの支援を総合的に推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

令和5年3月14日

全国知事会会長 平井伸治
全国市長会会長 立谷秀清
全国町村会会長 荒木泰臣